

平成26年度健康寿命延伸産業創出推進事業  
審査項目一覧

資料3

審査基準

1. 事業の目的・内容及び実施方法

1.1 事業の背景・目的

- ・創出する事業の目的が本事業の趣旨に合致しているか。
- ・健康寿命延伸産業の創出に向け、基盤整備の必要性が明確に示されているか。

1.2 事業の全体概要

- ・最終的に創出を目指す事業におけるサービス提供主体、連携企業・団体、利用者等のプレイヤーが明確に設定されているか。
- ・上記プレイヤー間でやり取りされるモノ・サービス・情報・お金等が不整合なく明示され、持続的に実施する仕組みが構築されているか。
- ・構築された基盤が、最終的に創出を目指す事業全体の中のどこで、どのように活用されるかのイメージが明確となっているか。

1.3 基盤整備の内容

①健康寿命延伸分野の事業環境整備

- ・最終的に創出を目指す事業と、整備する基盤(事業環境)の位置づけ・必要性が明確に示されているか。
- ・整備する基盤(事業環境)の分野や整備範囲が明確に示されているか。
- ・整備する基盤(事業環境)の内容及びその活用方法が具体的に示されているか。
- ・本事業において構築する基盤を活用することによる産業創出へのシナリオ(市場創出戦略)が明確に示されているか。  
具体的には、以下A)、B)が明確に示されているか。  
A)最終的に創出を目指す事業において、整備する基盤の具体的な活用方法が明確に示されているか。  
B)最終的に創出を目指す事業及び市場全体に対し、整備する基盤がどのような効果をもたらすかについて明確に示されているか。
- ・グレーゾーン解消に該当する基盤整備を行う際には、対象とする公的保険外のサービス・製品が明確に示されており、グレーゾーンに関連する規制・制度等とグレーゾーンに該当する行為・内容等について明確に示されているか。
- ・グレーゾーン解消に該当する基盤整備を行う際には、利用者ニーズ、想定される顧客単価等を明示的に示したうえで、市場創出効果を試算し提示されているか。

②企業、個人等による健康投資を促進する仕組み

- ・最終的に創出を目指す事業と、整備する基盤(健康投資促進の仕組み)の位置づけ・必要性が明確に示されているか。
- ・整備する基盤(健康投資を促進する仕組み)について、その対象(企業、保険者、個人等)・範囲が明示的に示されていること。
- ・整備する基盤(健康投資を促進する仕組み)の内容及びその活用方法が具体的に示されているか。
- ・整備する基盤(健康投資を促進する仕組み)を活用することにより、企業・保険者・個人等による健康投資が拡大されるまでのシナリオが明確に示されているか。具体的には、健康投資を促進する仕組みの活用方法について記載するとともに、最終的に創出を目指す事業及び市場全体に対しどのような効果をもたらすかについて明確に示されているか。

③健康関連商品・サービスの標準規格・品質の見える化

- ・最終的に創出を目指す事業と、整備する基盤(標準規格・品質の見える化)の位置づけ・必要性が明確に示されているか。
- ・整備する基盤(標準規格・品質の見える化)が対象とする分野・範囲が明確に示されているか。
- ・整備する基盤(標準規格・品質の見える化)の内容及びその活用方法が具体的に示されているか。
- ・整備する基盤(標準規格・品質の見える化の仕組み)を活用することにより、産業が創出されるまでのシナリオ(市場創出戦略)が明確に示されているか。具体的には、標準規格・品質の見える化の仕組みの活用方法について記載するとともに、最終的に創出を目指す事業及び市場全体に対しどのような効果をもたらすかについて明確に示されているか。

1.4 事業に関するこれまでの取り組み

- ・最終的に創出を目指す事業の事業化に向けて、これまでに事業関係者間で実質的な取り組みが実行されており、それが示されているか。
- ・最終的に創出を目指す事業において提供を考えているサービスの有効性や市場性を示す成果が、これまでの取り組みを通じて得られているか。
- ・今回の提案が、これまでの取り組みの成果を踏まえた運動性のある内容となっているか。

1.5 事業における課題

- ・最終的に創出を目指す事業を実施する上での課題認識が的確であり、それが示されているか。具体的には、以下A)、B)が明確に示されているか。  
A)最終的に創出を目指す事業における「事業性に関わる課題」が的確であり、当該課題に対する現時点の解決方針は実現性の高いものであるか。  
B)「規制・制度上の課題(グレーゾーン解消制度あるいは企業実証特例制度の利用につながる可能性のある場合には、それらの記載も含む)」がある場合は、当該課題についての課題認識が的確になされているか。
- ・創出を目指す事業分野・領域における市場創出を図る上での課題認識は的確であり、それが示されているか。その際、課題として「規制・制度上の課題(グレーゾーン解消制度あるいは企業実証特例制度の利用につながる可能性のある場合には、それらの記載も含む)」がある場合は、その対応策として①規制・制度を回避する方法、②規制・制度、またはグレーゾーンの改訂提案、の2種類が整理され、かつ的確な内容として示されているか。

1.6 事業の実施内容

- ・事業の視点・方針が明確に示され、事業方針と整合した全体スキームが構築されているか。
- ・全体スキームを構成する各項目の実施内容が具体的かつ詳細に示されており、かつその内容が実現可能なものとなっているか。
- ・調査内容に新規性・独創性等を有しており、基盤を活用した市場創出に対して新たな可能性を提示できているか。
- ・有料サービス提供を行う場合は、その対象顧客・内容・想定単価と本事業における収益目標が示されており、その内容が的確なものとなっているか。

1.7 事業の実施方法

- ・効率的・効果的かつ実現可能な実施方法が選択され提案されているか。
- ・調査対象数、目標値等については定量的に示されており、その実現可能性についても的確に示されているか。
- ・実施方法について、事業の目的を効率的かつ効果的に達成するために具体的な創意工夫が図られているか。

1.8 事業化計画

- ・事業主体及び連携先とその役割分担が明確であるか。
- ・構築された基盤を活用した事業化までのアクションプラン・収支計画に具体性・実現性が伴っているか。
- ・事業化計画における本事業の位置づけが明確であるか。

## 2. 事業実施計画

### 2.1 期待される成果とその波及効果

- ・成果指標の設定が適切であり、事業内容の効果測定が定量的に測定可能となっているか。
- ・得られる成果が具体的であるか。また、得られる成果が汎用的・標準的なものである、または応用的な活用・展開に資するものであるか。
- ・事業の実施により、どのような基盤が構築され、何が実現できるのか等の具体的な成果の活用方法が提示できており、その内容が市場創出に繋がる内容となっているか。

### 2.2 実施スケジュール

- ・事業期間内で効率的な調査を実施するための創意工夫が見られ、遅滞なく事業遂行可能なスケジュールが提案となっているか。
- ・実施項目が時系列で具体的に整理されており、より良い成果を得る上で必要十分な期間設定がなされているか。

## 3. 事業の実施体制

### 3.1 実施体制・役割

- ・事業を円滑に遂行可能な人員が確保されているか。
- ・コンソーシアムの体制、各団体の役割分担・要員数が明確に示されているか。
- ・コンソーシアムの代表団体内、もしくは単独事業者の場合は申請団体内の要員とその役割分担が明確に示されているか。
- ・調査計画の立案と、調査実施における全体把握・管理等が適切に実施できる要員が確保されているか。
- ・NTTデータ経営研究所からの要望等に迅速・柔軟に対応可能であり、また経理処理や証書類等の整理・保有等が実施可能な体制となっているか。

### 3.2 実施主体における健康増進への取り組み

- ・代表団体が所属する従業員等に対して実施している、従業員等の健康増進に対する取り組み内容について、明確に示されているか。
- ・各参加団体が所属する従業員等に対して実施している、従業員等の健康増進に対する取り組み内容について、明確に示されているか。

### 3.3 個人情報保護方針

- ・本事業において取得する個人情報保護の対象と考えられる情報が整理されているか。
- ・本事業において取得する個人情報等を必要な事業者間で共有する際の、具体的な情報項目の提示や個人からの同意等を得る仕組みが提示されているか。
- ・個人情報保護方針が規定され、個人情報を保護するための取組み及び漏洩した場合の対策・運用方法等が示されているか。

### 3.4 事業費

- ・事業規模に見合った事業費見積となっているか。
- ・事業費の作業ごとの内訳が妥当であるか。
- ・事業の実施項目・実施内容・実施方法から見て担当者の数は妥当か。